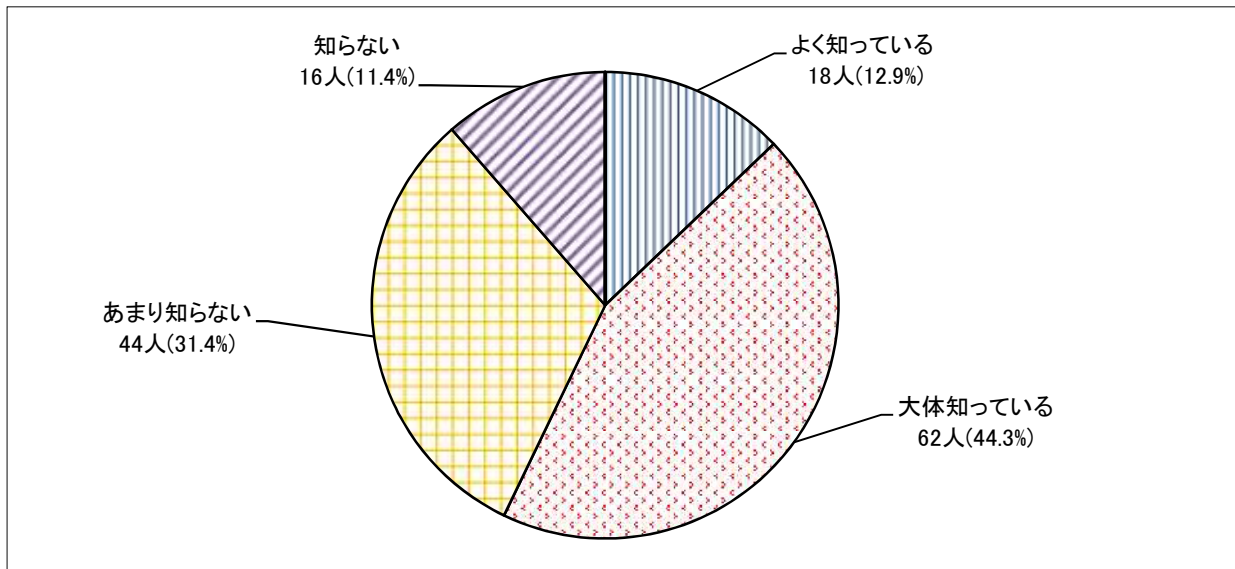


平成30年度第10回  
県政モニターアンケート調査結果

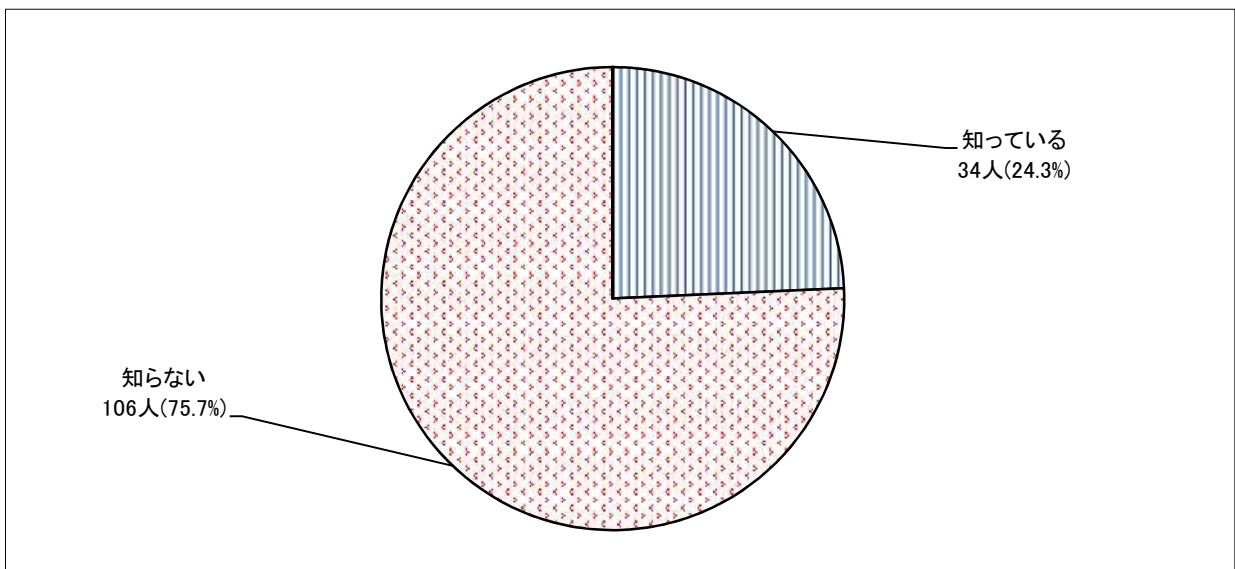
環境林務課 企画調整係  
(099-286-3332)  
税務課 直税係  
(099-286-2199)

- テーマ 「森林環境税」について
- 調査目的 森林環境税に関し、税の制度やこの税を活用した事業、また、今後、必要と思われる事業等について、皆様の御意見をお伺いし、今後の税の制度や施策のあり方を検討する際の参考とするため。
- 調査期間 平成30年11月
- 回答者数 140人(70%)

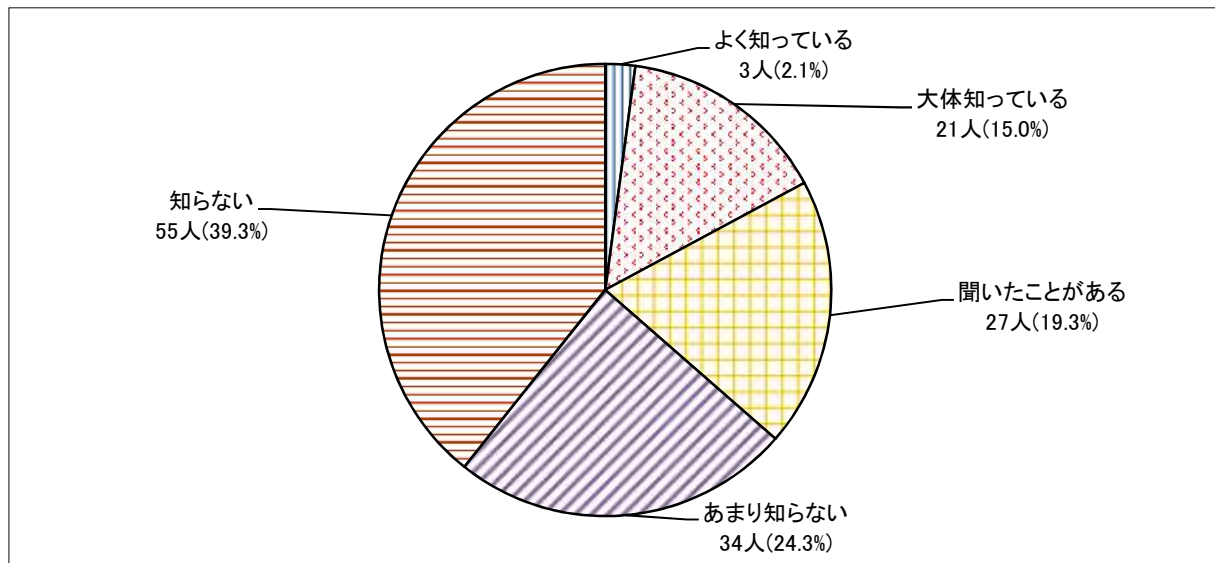
Q1 森林は、「水源のかん養」、「山地災害の防止」、「地球温暖化の防止」などの公益的機能を有しています。  
このような中で、県内の一部の森林においては、山の手入れが行われず、公益的機能の低下が懸念されています。  
このような森林の現状をご存知ですか。



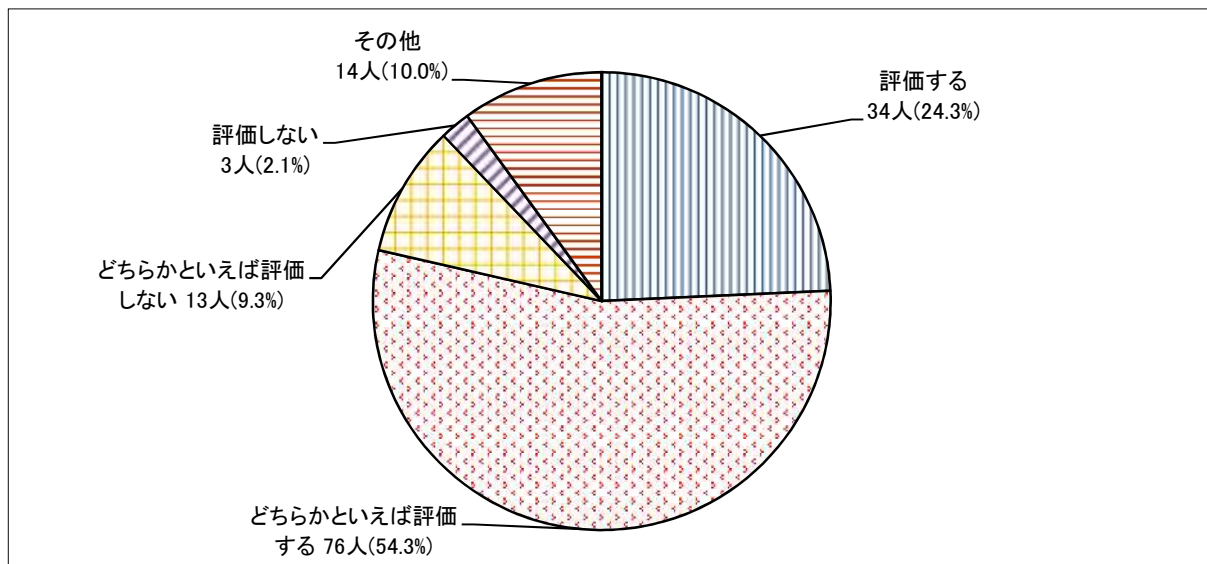
Q2 鹿児島県では、「森林環境の保全」と「森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成」を目的として、県民の皆様に広くご負担いただく「森林環境税」を導入していることをご存じですか。



Q3 「森林環境税」は、植栽・間伐等の森林整備や児童生徒を対象とした森林環境教育の実施、企業や森林ボランティア団体等が行う森林・林業ふれあい体験活動の支援等に使われています。このことについてご存じですか。



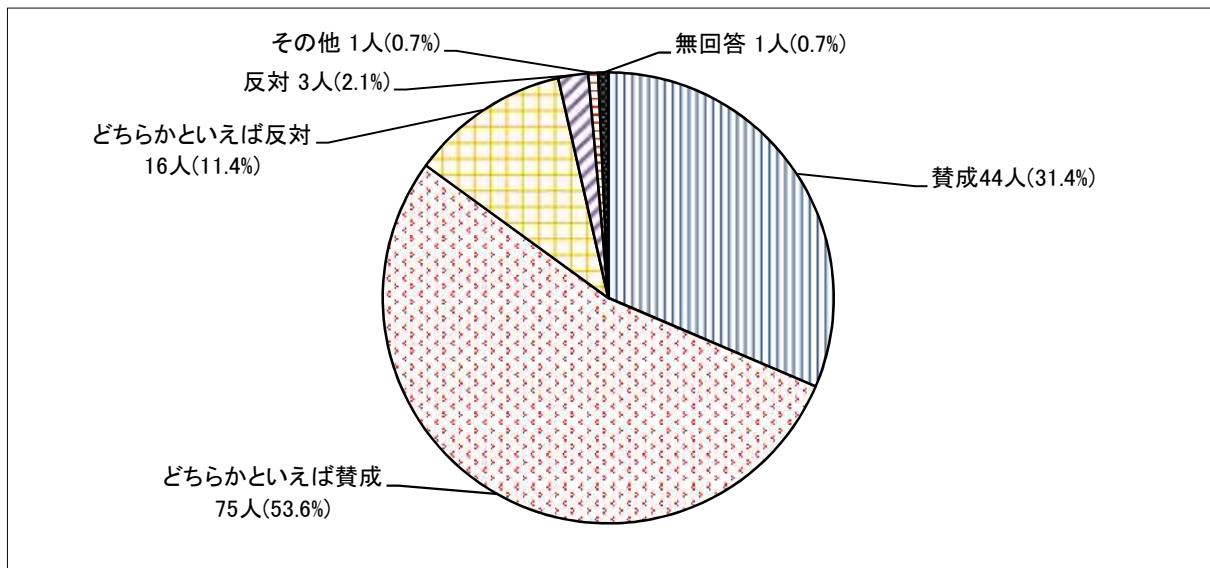
Q4 現在の「森林環境税」の仕組みや用途について、どのように評価されますか。



○ 「その他」の主な意見

- ・ 災害が起きた時、テレビで山の土砂崩れ等を見ると、対策がまだまだ足りないと感じる。すぐに結果が出ないので、将来のために県民が考えるべきだと思う。
- ・ 現状が分からないため、どちらとも言えない。
- ・ 森林環境税の仕組みや用途について知らなかった。
- ・ 森林環境税の税収、森林を守り、育てるための経費、また、どのような効果があったのかよく分からない。
- ・ よく知らないし、効果を感じたこともない。
- ・ 細部について理解していない。

Q5(1) 平成17(2005)年度に課税期間を5年として導入した「森林環境税」は、平成22(2010)年度、平成27(2015)年度にそれぞれ5年間延長されていますが、2020年度以降、「森林環境税」を継続することについて、どのようにお考えですか。

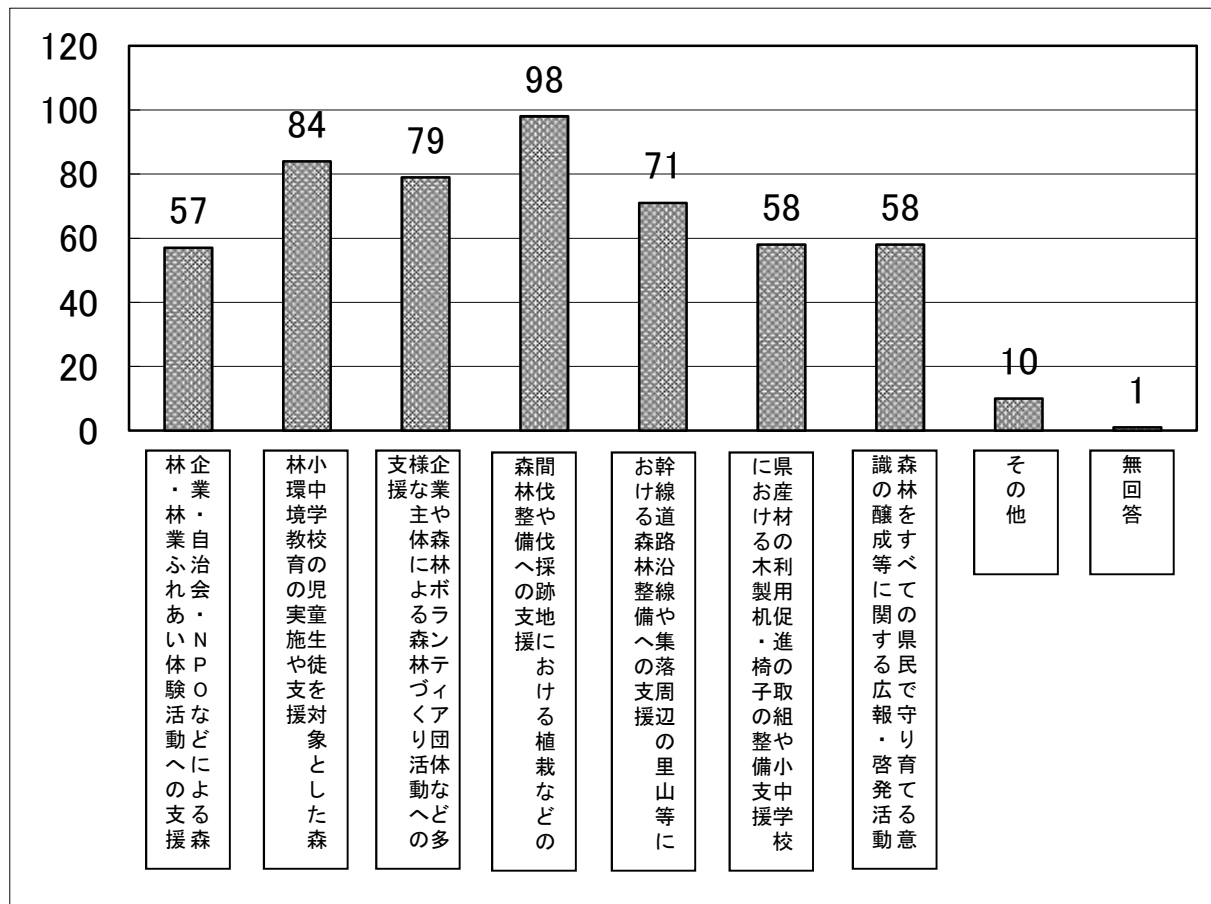


Q5(2) (1)において、「3)どちらかといえば反対」、「4)反対」と回答された方に伺います。その理由等を教えてください。

○ 主な理由等

- ・ 物価は高くなっているし、税金も高くなるばかりなので。
- ・ 国税で実施すべき事業だから。
- ・ もう少し短い期間でもよい。
- ・ 森林には公益性の役割はあるものの、本来の所有者が負担すべき。
- ・ 奄美地域では税金が活用されていると思えない。
- ・ 税を有効に使っていると思わないから。
- ・ 活動の有益性が見えていない。
- ・ どれだけの効果があったかの実証報告がなされていない。
- ・ 税金がどのように使われているかの周知ができていない。
- ・ 税金が何に使われているか、透明性がない。
- ・ 使途が明瞭でない。
- ・ 税のことをあまり知らないし、効果を感じたこともない。
- ・ 県民にとって納得できる使われ方なのであれば継続することには賛成ですが、「森林環境税」の事がよく分からないので賛成とは言えない。

Q6 「森林環境税」の使途として、どのようなものが必要とお考えですか。(複数回答可)



○ 使途「その他」についての主な意見

- ・ 個人所有の森林に対しての整備や買い上げへの助成
- ・ 県の森林から生まれてくる木工品等の学校・施設等への無償還元システム
- ・ 今は山も木も売れない。だから所有者も手入れ（管理）しない。この税金で美しい山が育つようにしてもらいたい。
- ・ 林業を営む方への直接支援
- ・ 森林環境教育を行うなら、トイレ等の支援に使ってほしい。
- ・ 森林環境教育は長いスパンで考えなくてはならないと思うので、小・中・高校とある一定期間経過状況も見ながら実施していく必要があると思う。

○ そのほかの主な意見等

- ・ 子供達に森林の事を教えるのも大事であるが、田舎の森林が荒れ果てていく現状をどうにかしてもらいたい。
- ・ もっと森林の現状（特に田舎）を知ってもらいたい。荒れ果てた森林を親から受け継いでもどうしようもない。対策を考えてほしい。
- ・ 森林環境税のことを、イベント等でもっとみんなに知ってもらいたい。
- ・ 「ふるさとボランティア」を募集することを提案したい。  
幼児期から家庭や学校教育で教わることができずに成長したために、すぐに従事できる訳ではないが、少しずつ習得することで、自己効力感と自信につながると考える。  
小学生低学年は、前段階として家庭や学校で庭清掃、地域の清掃、草取り、草刈り等の作業を生活学習として学ばせるべきである。  
ボランティアの要員として、県民の壮年層の参加も長時間でなければ可能である。60代女性でも下草刈り等要領が判ればできる。